第11回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 6年 5月30日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 6年 5月30日(金) 15時30分~16時05分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号	農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第4	議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第5	議案第2号	農地法第3条の規定による許可の件
日程第6	議案第3号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第7	議案第4号	現況証明願いの件
日程第8	議案第5号	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及び
		その他事務の実施状況の公表の件

●出席委員

 1番 島部
 亨
 2番 平林 浩哉
 3番 中捨 雅裕
 4番 嶋﨑 敏文

 5番 野澤 修治
 6番 盛田 義政
 7番 山川 直孝
 8番 小林 幸雄

 9番 土屋 克彦
 10番 松久 和明 11番 珠玖 春美 12番 鳥本 和則

 13番 髙橋
 仁 14番 栗野 秀明 15番 廣江 英幸 16番 道下 勇治

 17番 横溝
 勲

●欠席委員

●委員会に参与した者

事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏 農地振興係主事 佐伯 雛

●議事録署名委員

8番 小林 幸雄 9番 土屋 克彦

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長(島部会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、8番 小林委員、9番 土屋委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

- ○議長(島部会長) 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- ○事務局(土田) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。
- 【番号1番】土地の所在は、芽室町雄馬別10線外合計15筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積302,743㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。
- 【番号2番】土地の所在は、芽室町新生南10線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積183,266㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。
- 【番号3番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畑、面積19,896㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。
- 【番号4番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畑、面積24,858㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。
- ○議長(島部会長) ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。 【なし・・との声】
- ○議長(島部会長) 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

- ○議長(島部会長) 次に、日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、粟野現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。
- ○14番(粟野委員) 14番粟野です。5月21日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、小林委員、鳥本委員、横溝委員、そして私粟野、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より調査内容の説明を受け、担当委員から補足説明があった後、現地調査を行いました。調査の結果、番号1番の砂利採取及び基盤整備について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。
- ○議長(島部会長) ただ今、粟野現地調査委員長より報告がありました報告第2号について、 発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

- ○議長(島部会長) 次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。
- ○議長(島部会長) それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願い します。
- ○事務局(土田) 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。
- 【番号1番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積29,157㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年4月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。
- 【番号2番】土地の所在は、芽室町新朝日4線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積96,298㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年4月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。
- ○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号1番、番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。 ○議長(島部会長) 次に番号2番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- ○議長(島部会長) ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定いたします。
- ○議長(島部会長) 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

- ○議長(島部会長) 次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- ○事務局(土田) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条

の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄西20線、公簿・現況地目とも畑、面積49,834㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

- ○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より 現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
- ○17番(横溝委員) 17番横溝です。祥栄市街地から西へ約4kmに位置しています。譲渡人は、経営縮小を考えており、親戚である譲受人へ賃貸借するものです。譲受人は、営農歴18年で、安定した農業経営をしており、問題のない案件と思われます。
- ○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原 案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- ○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。
- ○議長(島部会長) 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第6 議案3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

- ○議長(島部会長) 次に、日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- ○事務局(土田) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。
- 【番号1番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積494.03㎡です。農業用格納施設及び作業場の設置をするための転用であり、それに伴い、農地から農業用施設用地へ変更するものです。
- ○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員から 現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
- ○12番(鳥本委員) 12番鳥本です。先日、現地調査を行い、申請者から話を伺いました。 農機具の大型化が進み、今の施設が手狭になったため、ビニールハウスを格納庫、作業場として 利用する計画をしています。申請地は、現在の施設に隣接しており、営農上、支障のないことを 確認し、問題のない案件と思われます。
- ○議長(島部会長) これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、申 出のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- ○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号1番について、異議のない旨決定いたします。
- ○議長(島部会長) 次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- ○事務局(土田) 【番号2番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積703.99㎡です。農家住宅の新築をするための転用であり、それに伴い、農振計画変更農用地から除外するものです。
- ○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員から 現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
- ○12番(鳥本委員) 12番鳥本です。先日、現地調査を行い、申請者から話を伺いました。申請者は、土地所有者の子夫婦で、一緒に農業を営んでいます。現在は、土地所有者と同居していますが、子供たちが大きくなり手狭となったため、新築を予定していました。ですが、適地がなかったため、隣接している農地を選定しました。面積も必要最低限であり、問題のない案件と思われます。
- ○議長(島部会長) これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、申 出のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- ○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号2番について、異議のない旨決定いたします。
- ○議長(島部会長) 次に番号3番についてですが、私、島部に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されることとなります。本案件の審議開始から終了までの間、退席させていただき、その間、平林会長職務代理者に議長をお願いし、審議していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) それでは、暫時休憩といたします。

15時49分 休憩 【島部会長退室】

15時49分 再開

- ○議長(平林代理) 休憩をとき、会議を再開します。
- ○議長(平林代理) それでは、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- ○事務局(土田) 【番号3番】土地の所在は、芽室町毛根北8線外合計2筆、公簿・現況地目

とも畑、合計面積854.95㎡です。農業用格納庫の新築及び資材置場の設置をするための転用であり、それに伴い、農地から農業用施設用地へ変更するものです。

- ○議長(平林代理) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員から 現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
- ○17番(横溝委員) 17番横溝です。先日、本人から話を伺いました。農機具の大型化に伴 う格納庫のスペース不足、また小麦の委託作業道具も不足していることから、倉庫兼格納庫の新 設となり、問題のない案件と思われます。
- ○議長(平林代理) これより質疑に入ります。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長(平林代理) 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、申 出のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- ○議長(平林代理) 異議なしと認め、番号3番について、異議のない旨決定いたします。
- ○議長(平林代理) 以上で、議案第3号を終わります。
- ○議長(平林代理) 予定された案件の審議が終了しましたので、以上をもって、議長を退任し たいと思います。ここで暫時休憩といたします。

15時52分 休憩 【島部会長入室】

15時52分 再開

○議長(島部会長) 休憩をとき、会議を再開します。

●日程第7 議案第4号 現況証明願いの件

- ○議長(島部会長) 次に、日程第7 議案第4号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- ○事務局(佐伯) 議案第4号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿地目は畑、面積は595.89㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

- ○議長(島部会長) 次に、粟野現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。
- ○14番(栗野委員) 14番栗野です。5月21日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、小林委員、鳥本委員、横溝委員、そして私栗野、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概

要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番について、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長(島部会長) これより、質疑に入ります。番号1番ついて、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、 現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- ○議長(島部会長) ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。
- ○議長(島部会長) 次に番号2番についてですが、私、島部に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されることとなります。本案件の審議開始から終了までの間、退席させていただき、その間、平林会長職務代理者に議長をお願いし、審議していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) それでは、暫時休憩といたします。

15時55分 休憩 【島部会長退室】

15時56分 再開

- ○議長(平林代理) 休憩をとき、会議を再開します。
- ○議長(平林代理) それでは、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- ○事務局(佐伯) 【番号2番】土地の所在は、芽室町毛根北8線外合計4筆、公簿地目は畑、合計面積は2,410.97㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。
- ○議長(平林代理) 次に、粟野現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。
- ○14番(栗野委員) 14番栗野です。5月21日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、小林委員、鳥本委員、横溝委員、そして私栗野、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号2番について、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。
- ○議長(平林代理) これより、質疑に入ります。番号2番ついて、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長(平林代理) 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、 現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- ○議長(平林代理) ないものと認め、番号2番について、申出のとおり決定いたします。
- ○議長(平林代理) 以上で、議案第4号を終わります。
- ○議長(平林代理) 予定された案件の審議が終了しましたので、以上をもって、議長を退任し たいと思います。ここで暫時休憩といたします。

15時58分 休憩 【島部会長入室】

15時59分 再開

○議長(島部会長) 休憩をとき、会議を再開します。

●日程第8 議案第5号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及びその他 事務の実施状況の公表の件

- ○議長(島部会長) 次に、議案第5号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及びその他事務の実施状況の公表の件を議題とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。
- ○事務局(土田) 議案第5号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及びその他事務の実施状況の公表の件。芽室町農業委員会の令和5年度の農地利用の最適化の推進状況及びその事務の実施状況について審議を求める。【P54~59:実施状況の公表、P60~74:令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価(集計)について説明】
- ○議長(島部会長) これより質疑に入ります。はじめに、60ページから74ページについて、 ご意見・ご質問等はありませんか。
- ○議長(島部会長) この部分は、我々農業委員の1年間の最適化活動をまとめたものであります。様式では、各委員ごとに総会で出された意見等を記載することとなっていますが、いかがしましょうか。
- ○議長(島部会長) 芽室町農業委員全体で同じ目標に向かって活動していることから、全員同 じ内容とすることでいかがでしょうか。

【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) それでは、記載内容について、いかがいたしますか。「農地の集積率が引き続き高い状況にあり、維持できるように情報収集や調整に努めている」、「遊休農地の発生の未然防止に努めた」、「現状では既存の担い手の拡大意欲が強いが、今後、状況の変化により新規就農の推進に努めていく必要がある」というような内容を事務局でまとめていただき、各委員のシートにそのような記載をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) それでは、そのようなことで取り進めます。続けて、議案の54ページか

ら59ページの記載について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) ないようですので、採決を行います。令和5年度の最適化の状況及びその他事務の実施状況について、議案のとおり公表することで異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、議案の内容で公表することとします。以上で、議案第5号を終わります。

○議長(島部会長) 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第11回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

(16時05分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 5月 30日

議 長 (農業委員会会長)

議 長(農業委員会会長代理)

会議録署名委員

会議録署名委員